

# グループホーム百葉清水浪漫館 運営規程別紙

## 【別紙 1-1】

(従業者の職種・員数)

### 第4条

職種	職員数	勤務形態	保有資格の内容
管理者	1	常勤兼務 1名	介護支援専門員 介護福祉士 管理者研修 実践リーダー研修
介護従業者	16	常勤専従 11名 常勤兼務 3名 非常勤専従 2名	介護福祉士 13名
計画作成担当者	2	常勤兼務 2名	介護福祉士 2名 実践者研修 2名 介護支援専門員 2名
看護職員(医療連携)	1	常勤兼務 1名	正看護師(デイサービス兼務)

## 【別紙 1-2】

(利用料及びその他の費用)

### 第9条

認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ) 基本報酬

※6級地: 10,27円/単位

介護度	介護報酬単位	利用料(1日あたり)
要支援2	749単位	約7,692円
要介護1	753単位	約7,733円
要介護2	788単位	約8,092円
要介護3	812単位	約8,339円
要介護4	828単位	約8,503円
要介護5	845単位	約8,678円

※介護保険の適用がある場合、原則として上記利用料(1日あたり)のうち、介護保険負担割合証記載の割合が利用者の負担額(1割・2割・3割)となる。

短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ) 基本報酬

※6級地: 10,27円/単位

介護度	介護報酬単位	利用料(1日あたり)
要支援2	777単位	約7,979円
要介護1	781単位	約8,020円
要介護2	817単位	約8,390円
要介護3	841単位	約8,637円
要介護4	858単位	約8,811円

要介護5	874単位	約8,975円
------	-------	---------

※介護保険の適用がある場合、原則として上記利用料（1日あたり）のうち、介護保険負担割合証記載の割合が利用者の負担額（1割・2割・3割）となる。

認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ) 加算(予防含む) ※6級地：10,27円/単位

加算項目	介護報酬単位	利用料(1日あたり)
初期加算(入居から30日間)	30単位	約308円
医療連携体制加算(Ⅰ)ハ	37単位	約379円
医療連携体制加算(Ⅱ)	5単位	約51円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位	約225円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位	約184円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位	約61円
若年性認知症利用者受入加算	120単位	約1,232円
看取り介護加算		
死亡日以前31日以上45日以下	72単位	約739円
死亡日以前4日以上30日以下	144単位	約1,478円
死亡日以前2日又は3日	680単位	約6,983円
死亡日	1,280単位	約13,145円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数×11.1%×単価	※令和6年5月31日まで
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数×3.1%×単価	
ベースアップ等支援加算	所定単位数×2.3%×単価	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数×18.6%×単価	法人の届け出内容によって Ⅰ～Ⅳのいずれか1つを算定  ※令和6年6月1日より
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数×17.8%×単価	
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数×15.5%×単価	
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数×12.5%×単価	
科学的介護推進体制加算	40単位/月	約410円/月
退所時情報提供加算	250単位	約2,567円/回
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数×▲10%×単価	
業務継続計画未策定減算	所定単位数×▲3%×単価	
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数×▲1%×単価	

※サービス提供体制強化加算は、事業所の職員体制の変更等により算定要件が満たされた場合、いずれか1つ加算することとする。

※介護保険の適用がある場合、原則として上記利用料（1日あたり）のうち、介護保険負担割合証記載の割合が利用者の負担額（1割・2割・3割）となる。

短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ) 加算(予防含む) ※6級地：10,27円/単位

加算項目	介護報酬単位	利用料(1日あたり)
医療連携体制加算(Ⅰ)ハ	37単位	約379円
医療連携体制加算(Ⅱ)	5単位	約51円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位	約225円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位	約184円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位	約61円

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数×11.1%×単価	※令和6年5月31日まで ※令和6年5月31日まで
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数×3.1%×単価	
ベースアップ等支援加算	所定単位数×2.3%×単価	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数×18.6%×単価	法人の届け出内容によって Ⅰ～Ⅳのいずれか1つを算定  ※令和6年6月1日より
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数×17.8%×単価	
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数×15.5%×単価	
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数×12.5%×単価	
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数×▲10%×単価	
業務継続計画未策定減算	所定単位数×▲3%×単価	
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数×▲1%×単価	

※サービス提供体制強化加算は、事業所の職員体制の変更等により算定要件が満たされた場合、いずれか1つ加算することとする。

※介護保険の適用がある場合、原則として上記利用料（1日あたり）のうち、介護保険負担割合証記載の割合が利用者の負担額（1割・2割・3割）となる。

室料・食材料費・光熱水費・その他の費用等利用料

室料	2,300円/日
食材料費	1,400円/日
光熱水費	700円/日
おむつ代・パット代	実費
理美容代・医療費・嗜好品等	実費

令和4年8月1日 改定

令和6年4月1日 改定